

自立資金貸付事業運営要綱

協同組合千葉県若人自立支援機構

1. 目的

本要綱は、千葉県若人自立支援機構（以下、本機構という。）が、働く意欲と能力をもちながら、環境要因によって適切な支援が得られない若者に対して、経済的支援を行うことを目的として設置する自立資金貸付事業について、必要な事項を定める。

2. 自立資金貸付事業

(1) 対象者

児童養護施設、自立援助ホームその他本機構の組合員たる施設（以下、施設等という。）において、千葉県及び千葉市の児童相談所が措置した児童であって、近い将来、経済的自立が必要とされている者及び自立後の者とする。ただし、理事会が必要と認めた場合にはこの限りでない。

(2) 対象者の年齢

概ね 30 歳までとする。

(3) 貸付額の限度

貸付額の限度は貯蓄を推奨する観点から、本人の貯蓄額または 30 万円のうち多い金額とする。ただし、100 万円を越えないものとする。

(4) 貸付の用途

運転免許取得費、住宅の敷金、卒園後の一時支援資金等とする。

(5) 返済条件

1 年据え置き、60 ヶ月返済を原則とするが、本人の経済状況を考慮して返済期間を変更することができる。

(6) 貸出金利

金利年 3%（単利）を原則とする。

(7) 保証人

保証人は必要としない。

3. 貸付手続き

(1) 貸付の申込

施設等の施設長は自立資金貸付が必要と認めたときは、本機構専務理事あて申し込む。

(2) 貸付の決定

上記申し込みを受けたときは、専務理事は理事長の承認を得て、本機構は当該施設等の与信枠の限度内において、必要な資金を施設等に貸付ける。

(3) 例外条件

本人の預貯金額が 30 万円に満たない場合において、学業成績、生活態度等を総合的に判断して返済の見込みがないと本機構理事会が認めた場合には、本機構は上記与信枠の限度内であっても、資金を貸付ないことがある。

4. 資金調達

(1) 外部資金の調達

外部資金は、借入金、寄付金とする。

(2) 借入金

借入金は、借入契約によって、優先的に返済する借入金と優先的に返済した借入金を支払ったのちに返済する劣後返済を区別して借り入れる。

(3) 寄付金

寄付金については、寄付者の条件を付して受け入れることができる。この場合、本機構は寄付者の条件に適するような支援を行わなければならない。

(4) 借入金金利

借入金は原則無利子とする。

5. 与信枠

(1) 与信枠の設定

組合員たる各施設に対して、本機構は、出資金、借入金の 2 分の 1、寄付金、余剰金の合計から貸付資金等を引いた額（以下、貸出可能額という。）を担保として一定額の与信枠を供与する。

各施設等の与信額は出資金に比例するものとし、その比率は出資金に対して 3 分の 10 とする。

(2) 与信額の減少

与信額の範囲で、施設長は支援対象者に対して一定額を貸し付ける。与信額は貸し付けに応じて減少し、与信額がなくなった時点で新規貸し出しはできなくなるものとする。

(3) 貸し倒れの処理

貸付先からの返済が 2 年以上滞った場合において、施設からの申し出により、本機構は当該施設に対して当該貸出残高と同額の寄付をもってこ

れを相殺する。

(4) 与信額の増加

与信額は貸付け対象者からの返済金による増加のほか、各施設等の出資により増額することができる。ただし、理事会の決議により、本機構の寄付金、余剰金を、特定施設の与信枠に繰り入れることができる。

(5) 退会時の借入金返済義務

施設が本機構を退会する場合には、本機構からの借入金を全額返済しなければならない。施設から借入金が返済された後、本機構は出資金を施設に返済する。

6. 返済状況の確認及びアフターケア

(1) 返済状況の確認

本機構は、返済状況を常時ウォチングし、返済状況を施設長に連絡する。

(2) アフターケア

返済が滞る状況もしくはそのような恐れがある場合、当該児童が卒園した施設長・施設職員は支援児童に対してアフターケアを行う。

(3) アフターケアに対する支援

アフターケア活動に対して、本機構は必要経費を支弁することができる。

7. その他

(1) 貸付規定

運用の細部は理事会の定める自立資金貸付規定によって定める。

(2) 本運用指針の改正

本運営要綱は総会の過半数の決議により改正することができる。

平成24年5月28日

自立資金貸付規定

協同組合千葉県若人自立支援機構

(目的)

第1条 本要領は、千葉県若人自立支援機構（以下、本機構という。）が設置する自立資金貸付事業の自立資金貸付について、必要な事項を定める。

(貸付対象者)

第2条 児童養護施設、自立援助ホームその他本機構の組合員たる施設（以下、施設等という。）において、千葉県及び千葉市の児童相談所が措置した児童であって、近い将来、経済的自立が必要とされている者及び自立後の者とする。

(年齢)

第3条 対象者の年齢は概ね30歳までとする。

(貸付限度額)

第4条 貸付額の限度は、貸付対象者の貯蓄額または30万円のうち多い金額とする。ただし、100万円を越えない。

(貸付金の使途)

第5条 貸付の使途は、運転免許取得費、その他の資格取得費、住宅の敷金、自立時に必要となる備品・衣料等の購入資金、卒園後の一時支援資金等とする。

(返済条件)

第6条 返済条件は、1年据え置き、60ヶ月返済を原則とするが、本人の経済状況を考慮して返済期間を変更することができる。

(貸出金利)

第7条 貸出金利は年3%（単利）を原則とする。

(保証人)

第8条 貸付に当たって保証人を必要としない。

(貸付の申込)

第9条 施設等の施設長は自立資金貸付が必要と認めるときは、本機構専務理事あて申し込む。申し込むに際しては、当該社会福祉法人宛に出された自立資金貸付申請書を添付する。

(貸付の決定)

第10条 上記申し込みを受けたときは、専務理事は理事長の承認を得て、本機構は当該施設等の与信枠の限度内において、必要な資金を施設

等に貸付ける。

(貸付の条件)

第11条 本人の預貯金額が30万円に満たない場合において、学業成績、生活態度等を総合的に判断して返済の見込みがないと本機構理事会が認めた場合には、本機構は上記与信枠の限度内であっても、資金を貸付ないことがある。

(氏名・住所などの変更)

第12条 自立資金の貸付を受けた者の氏名、住所、その他の重要な変更がある場合には、速やかに、当該者の出身施設は本機構に通知する。

(返済免除)

第13条 自立資金の貸付を受けた者が死亡もしくは身体に障害を受け、または、その他相当の理由がある場合には、返済を免除することができる。

(返済猶予)

第14条 自立資金の貸付を受けた者に相当の理由がある場合には、一定期間を限って返済を猶予することができる。この間の金利は徴収しないことができる。

(一括返済)

第15条 本機構が、自立資金の貸付を受けた者に資金を借りる正当な理由がないと判断した場合には、借入金の残高全てについて、一括返済を要求することができる。

(返済条件の変更)

第16条 自立資金の貸付を受けた者が経済状況等の事由により、当初定められた返済期間、返済方法の変更を必要が生じたときは、当該者の申請により、返済期間、返済方法の変更を許可することができる。

(附 則)

この貸付規定は、平成24年5月28日より適用する。